



埼玉県 中小企業制度融資のご案内



県の制度融資は、中小企業の皆様に、事業に必要な資金を円滑に調達していただくための制度です。
県が金融機関に対して利子補給を行うことにより、県の定める低い利率で、金融機関から融資を受けることができます。（一部資金については金融機関所定利率となります。）

長期

固定

低利

が特徴です。

原則として、**無担保 ・ 第三者保証人なし** でご利用いただけます。

	資金の特徴・対象者等	資金名
幅広い 用途に	一般的な事業資金	① 事業資金 一般貸付
	短期（1年以内）の運転資金	② 事業資金 短期貸付
	小規模企業者向けの資金（経営革新計画の承認企業は金利優遇）	③ 小規模事業資金
創業期に	新たに開業しようとする方（開業後10年まで利用可能）	④ 起業家育成資金
前向きな 投資に	省エネ・創エネにつながる設備投資を行う方 （サーキュラーエコノミーの取組も対象） 事業再構築の推進のため設備投資を行う方 人手不足に対応するための設備投資を行う方は金利優遇	⑤ 設備投資促進資金 〔人手不足対応特例〕を継続
	経営革新計画の実行に取り組む方	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付
	事業承継に取り組む方（経営者の個人保証不要）	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付
	事業承継に取り組む方（事業を営んでいない後継者個人による利用可）	⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付
	BCP策定企業、SDGsパートナー登録企業 パートナーシップ構築宣言の登録企業、多様な働き方実践企業 シニア活躍推進宣言企業、障害者の雇用に取り組む方	⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付
	海外生産等の投資に取り組む方	⑩ 産業創造資金 海外投資貸付
	県内に工場や物流施設を新設・取得しようとする方	⑪ 産業創造資金 産業立地貸付
経営の安定 や再生に	倒産等企業に債権を有する方、災害の影響を受けている方 業況の悪化している指定業種を営み売上が減少している方	⑫ 経営安定資金
	売上や利益率が減少している又は減少見込みの方 国際情勢や経済情勢の急激な変動等の影響により利益率が減少している 方は金利優遇	⑬ 経営あんしん資金 〔経済変動特例〕を継続
	金融機関の支援を受けて企業再生に取り組む方 協調支援型特別保証制度を利用する方	⑭ 企業パワーアップ資金
	過去に借り入れた県制度融資を借り換えるための資金	⑮ 借換資金

埼玉県産業労働部 経営・金融支援課 048 (830) 3801・3803

融資条件ほか詳しくは資金別チラシをご覧ください（経営・金融支援課ホームページに掲載）

埼玉県制度融資

検索

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/>



1. 中小企業制度融資の概要

融資をお申込みいただける方	原則として、次の1～4全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)及び中小企業組合 1 県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。 (県外から全部移転した方については、県外での実績を含め1年以上同一事業を営んでいる。) ※一部の資金については、この規定の適用はありません。 2 信用保証対象業種を営んでいる。 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。 ただし、農林漁業、金融業(一部例外あり)、学校法人、宗教法人等は対象になりません。 3 事業税等を滞納していない。 4 事業に必要な許認可、登録等を受けている。 ◆ 中小企業者 … 資本金3億円(卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円)以下 又は従業員300人(卸売業・サービス業100人、小売業50人)以下 ※1 ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業等は、資本金及び従業員数の要件が異なります。 ※2 NPO法人には、資本金の要件はありません。 その他、資金ごとに個別の申込要件があります。 詳しくは4ページ以降をご覧ください。						
申 込 先	中小企業者 : 事業所所在地の商工会議所・商工会 中小企業組合: 埼玉県中小企業団体中央会 ※一部資金に関しては申込先が異なります。詳細は、P4～P7に掲載の資金ごとの申込先をご確認ください。						
資 金 使 途	県内で行う事業活動に必要な資金にご利用いただけます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">運 転 資 金</td><td>原材料購入費、給与・労賃、資産計上されない修繕費等</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">設 備 資 金</td><td>減価償却資産、土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象とならない経費</td><td>土地、住宅、乗用車、埼玉県以外に設置する設備、借入金の返済に充てる資金、納税に充てる資金、申込時において設置済の設備、申込時において支払済の設備等 ※一部、対象としている資金もあります。</td></tr> </table>	運 転 資 金	原材料購入費、給与・労賃、資産計上されない修繕費等	設 備 資 金	減価償却資産、土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金	対象とならない経費	土地、住宅、乗用車、埼玉県以外に設置する設備、借入金の返済に充てる資金、納税に充てる資金、申込時において設置済の設備、申込時において支払済の設備等 ※一部、対象としている資金もあります。
運 転 資 金	原材料購入費、給与・労賃、資産計上されない修繕費等						
設 備 資 金	減価償却資産、土地建物等の賃借に伴う保証金及び敷金						
対象とならない経費	土地、住宅、乗用車、埼玉県以外に設置する設備、借入金の返済に充てる資金、納税に充てる資金、申込時において設置済の設備、申込時において支払済の設備等 ※一部、対象としている資金もあります。						
一般的な手続の流れ (一部資金では流れが異なります)	<pre> graph LR A[申込者] -- ①申込 --> B[申込受付機関
(書類確認)] B -- ②受付 --> A B -- ③申込書持参 --> C[金融機関
(融資審査)] C -- ④保証依頼 --> D[埼玉県信用保証協会
(保証審査)] D -- ⑤保証承諾 --> C C -- ⑥融資実行 --> A E[埼玉県] -- ⑦利子補給 --> C </pre> * 信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。 ・中小企業の皆様が金融機関から事業資金の借入れを希望されるときに、信用保証協会が債務の保証を行うことにより、資金の調達をよりスムーズにしています。 ・一企業あたりの保証利用可能額は、特例的な保証を除き、一般的には2億8千万円が上限となります。審査により、上限額までご利用できないこともありますのでご了承ください。						
取 扱 金 融 機 関	銀行、信用金庫、信用組合及び商工組合中央金庫の県内に所在する本・支店※一部県外支店も可 (日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取扱いができません。)						
償 還 方 法	(1) 長期資金(融資期間1年超) : 元金均等月賦償還 (2) 短期資金(融資期間1年以内): 【短期貸付】割賦 又は 一括償還(選択可) 【小規模事業資金】元金均等月賦償還 又は 一括償還(選択可)						

2. 必要書類

金融機関、埼玉県信用保証協会に提出する書類に加え、埼玉県中小企業制度融資申込書、事業税の納税証明書、確定申告書写し、その他資金ごとに規定されている書類等をご提出いただきます。

※申込書は、申込受付機関にて配布しているほか、経営・金融支援課ホームページからダウンロードできます。

その他、申込みに必要な書類は、申込受付機関にご確認ください。(裏表紙にお問い合わせ先を記載)。

3. 融資の審査について

融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えないこともあります。

4. 個人情報の取扱い

制度融資運営の必要上、県は受付機関、金融機関及び信用保証協会から個人情報を取得し、利用する場合があります。

【県の利子補給制度】

埼玉県では、県が金融機関に利子を補助することで、中小企業の皆様の利子負担の軽減を図っています。

＜県の支援により軽減される事業者の利子負担額の例＞

■金 額：1,000 万円
■期 間：7 年間（据置なし）
の借入の場合、県の利子補給がなければ、事業者の利子負担額は、約 94.5 万円です。



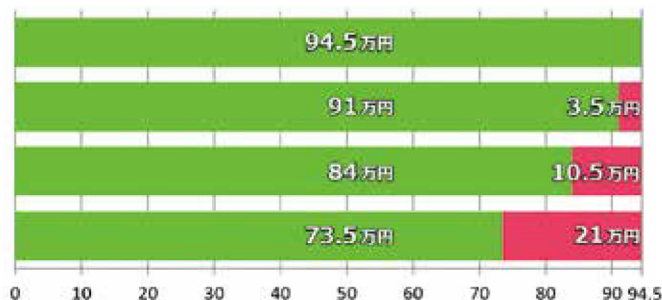
※据置期間等によって、
利子負担額は異なります。

県の利子補給がない場合
（融資利率 2.7%）

事業資金・一般貸付
（融資利率 2.6%、利子補給率 0.1%）

産業創造資金・社会貢献企業等優遇貸付
（融資利率 2.4%、利子補給率 0.3%）

経営あんしん資金【経済変動特例】
（融資利率 2.1%、利子補給率 0.6%）



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

次ページ以降に記載の融資利率は
利子補給後の利用者借入利率です。

県が金融機関に利子を補助することで、上のようなケースでは

- 事業資金・一般貸付 **約3.5万円**
- 産業創造資金・社会貢献企業等優遇貸付 **約10.5万円**
- 経営あんしん資金【経済変動特例】で **約21万円**

中小企業の皆様の利子負担額が軽減されています。

【企業の状況に応じたおすすめ資金】

新たに開業 又は 開業後 5 年未満	YES	④ 起業家育成資金	P4
NO			
人手不足に対応するための設備投資を行いたい	YES	⑤ 設備投資促進資金【人手不足対応特例】	P4
NO			
国際情勢や経済情勢の急激な変動等の影響で利益率が減少	YES	⑬ 経営あんしん資金【経済変動特例】	P6
NO			
開業後 5 年以上 10 年未満	YES	④ 起業家育成資金【開業後 5 年以上 10 年未満の場合】	P4
NO			
省エネ・創エネ、事業再構築に向け、設備投資を行いたい	YES	⑤ 設備投資促進資金	P4
NO			
災害等の影響で売上が減少	YES	⑫ 経営安定資金 大臣指定等貸付 知事指定等貸付	P6
NO			
事業承継に取り組んでいる	YES	⑦ 産業創造資金 事業承継特別貸付	P4
		⑧ 産業創造資金 事業承継支援貸付	P4
NO			
「経営革新計画」を実施	YES	⑥ 産業創造資金 経営革新計画促進貸付	P4
		③ 小規模事業資金【経営革新企業特例】	P4
NO			
多様な働き方実践企業などの認定を受けている	YES	⑨ 産業創造資金 社会貢献企業等優遇貸付	P4
NO			
小規模企業者	YES	③ 小規模事業資金	P4
NO			
売上や利益率が前年同期より減少	YES	⑬ 経営あんしん資金	P6
NO			
上記いずれにも該当しない	YES	① 事業資金 一般貸付	P4

中小企業制度融資一覧 1

幅広い用途に

資金名		資金の対象者	資金 用途	期間(据置) *1 (以内)
事業 資金	① 一般貸付	中小企業者・中小企業組合	設備	10(1)年
			運転	7(1)年
	② 短期貸付	中小企業者・知事が認定した中小企業組合とその組合員	運転	1 年
③ 小規模事業資金 (借換制度あり(再借換を含む))		従業員20人(商業・サービス業は原則5人)以下の小規模企業者(組合含む)で、保証付き融資の残高(根保証、当座貸越等の極度額がある保証については極度額)と申込金額の合計額が2,000万円以内である方 *5 ※一定の要件を満たす場合は、本資金の借換え又は再借換え(1回限り)が可能	設備	10(1)年
【経営革新企業特例】		経営革新計画の承認を受けてから5年未満の小規模企業者(組合含む)	運転	7(1)年

創業期に

④ 起業家育成資金 (借換制度あり(再借換を含む))	1 か月以内*6に個人で開業若しくは2か月以内*6に会社を設立し開業する具体的な計画を持つ 創業者又は開業後5年未満の中小企業者 *5 ※スタートアップ創出促進保証を付する場合、税務申告1期末終了のものにあつては 自己資金要件あり ※廃業経験がある方は、再挑戦支援保証を利用できる場合があります ※既に事業を起こしている方による 第二会社は対象外 ※一定の要件を満たす場合は、本資金の借換え又は再借換え(1回限り)が可能	設備	10(1)年
	【開業後5年以上10年未満の場合】 個人で開業若しくは会社を設立し5年以上10年未満のもの ※既に事業を起こしている方による 第二会社は対象外 ※一定の要件を満たす場合は、本資金の借換え又は再借換え(1回限り)が可能	運転	7(1)年

前向きな投資に

⑤ 設備投資促進資金		次のいずれかに該当する設備投資を行う中小企業者・中小企業組合 1 省エネ・創エネにつながる設備投資 2 事業再構築の推進のための設備投資	設備	10(2)年 土地又は建物取得 15(2)年
【人手不足対応特例】		次のいずれかに該当する設備投資を行う中小企業者・中小企業組合 1 人手の省力化につながる設備投資 2 従業員の職場環境の整備・活躍の場の拡大のための設備投資 3 DXの推進のための設備投資	運転	7(2)年
産業 創造 資金	⑥ 経営革新計画促進貸付	経営革新計画の承認を受けて実行に取り組む特定事業者*8 *5	設備	10(2)年
			運転	7(1)年
	⑦ 事業承継特別貸付	事業承継しようとする法人であつて、一定の財務要件を満たし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターから事業承継計画等について一定の判断を受けた方(事業承継後でも利用できる場合あり) ※事前に与信取引のある取扱金融機関にご相談ください	設備	10(1)年
			運転	7(1)年
	⑧ 事業承継支援貸付	次のいずれかに該当する中小企業者等 *5 1 経営継承円滑化法第12条第1項第1号イ若しくはロの認定を受けた会社又は同項第2号イ若しくはロの認定を受けた個人又は同項第1号イの認定を受けた会社の代表者 2 経営継承円滑化法第12条第1項第1号ハの認定を受けた会社 3 経営継承円滑化法第12条第1項第3号の認定を受けた事業を営んでいない個人	設備	10(2)年
			運転	7(1)年
	⑨ 社会貢献企業等優遇貸付	次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 1 埼玉県SDGsパートナーに登録している方 2 多様な働き方実践企業の認定を受けている方 3 シニア活躍推進宣言企業の認定を受けている方 4 法定雇用障害者数を超えているなど、障害者雇用の促進に取り組んでいる方 5 企業価値を向上させる計画を策定し実行しようとする方 6 BCPを策定し、認定等を受けた方 7 パートナースhip構築宣言に登録し公表している方	設備	10(2)年
			運転	7(1)年
	⑩ 海外投資貸付	海外生産等の投資を行う中小企業者・中小企業組合	設備	10(2)年
	⑪ 産業立地貸付	県内に立地を計画し、次のいずれかに該当する方 *2、3は土地の取得を含む 1 新しく本社機能・支社機能・ホテルを設置 2 工業団地等に工場・研究所・物流施設を建築・取得(一部、面積要件あり) 3 工場適地へ工場・物流施設を全面移転 又は 公共事業に伴い事業所の移転・改築	設備	12(2)年 10億円超の場合 15(2)年

*1 県制度融資の融資期間は、事業資金短期貸付、小規模事業資金を除き、全て1年超です。

*2 有担保保証の場合の保証料は0.03%(一部資金では0.1%)割引になる場合があります。「担保」「保証人」欄における「協議」とは、金融機関・信用保証協会との協議により定めることをいいます。

*3 事業者選択型経営者保証非提供制度の要件に該当し、経営者保証を提供しない場合は、0.25%又は0.45%が保証料に上乗せとなります。

*4 経営者保証を不要とする制度等の要件を満たす場合、法人代表者の連帯保証を不要とすることができます。

〔 融資期間中は原則として固定利率となります（金融機関所定利率を除く。）。
ただし、条件変更により返済期限を延長した場合は、それ以降の利率が変更となる場合があります。 〕

限度額(以内)		融資利率(年 以内) ※利子補給後の利用者借入利率					信用保証・保証料*2 (年%以内)	担保*2	保証人*2	申込先
	設備・運転合計	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 15年以内				
6,000万円 (組合4億円)	6,000万円 (組合4億円)		2.2%	2.4%	2.6%		付する*3 0.45~1.64 (9区分)	協議	個人原則不要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要*4	中小企業者 商工会議所・商工会 組合 中小企業団体中央会
5,000万円 (組合6,000万円)										
保証付き・保証なし各3,000万円 (合計6,000万円まで) (組合(員)6,000万円)		1.75%	←信用保証付き				原則として付する*3 0.45~1.64 (9区分)			
		2.15%	←信用保証なし							
2,000万円	2,000万円 (運転) 最新決算期における 平均月商の3か月分以内	2.1%		2.3%	2.5%		付する*3 0.50~1.76 (9区分) (特別小口保険0.80)	不要	個人不要 法人代表者以外の連帯保証人は原則不要*4	【②短期貸付のみ】 認定組合の組合員 加入する組合
2,000万円										
		2.0%		2.2%	2.4%					

3,500 万円	3,500 万円		1.7%	1.9%	2.1%		付する*3 0.80 (スタートアップ創出 促進保証 1.00)	不要	個人不要 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則不要*4 ※スタートアップ創 出促進保証を利用す る場合は経営者の個 人保証も不要	商工会議所・商工会 又は 創業支援センター 埼玉
3,500 万円			1.8%	2.0%	2.2%		付する*3 0.45~1.64 (9 区分)	協議	個人原則不要 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則不要*4	

1 億 5,000 万円 (土地・建物は 2 億円)	1 億 5,000 万円 (土地・建物は 2 億円)		1.8%	2.0%	2.2%	(土地・建物有) 2.4%	付する*3 0.45~1.64 (9 区分)		個人不要 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則不要*4	【中小企業者】 商工会議所・商工会 【組合】 中小企業団体中央会
5,000 万円 (運転) 対象設備の新設等に伴うものに限る*7			1.7%	1.9%	2.1%	(土地・建物有) 2.3%				
1 億円 (組合 4 億円)	1 億円 (組合 4 億円)		1.8%	2.0%	2.2%		付する*3 0.77	協議	不要	与信取引のある 取扱金融機関
1 億円	1 億円		1.8%	2.0%	2.2%		付する 0.20~1.15 (9 区分)			
1 億円	1 億円		2.0%	2.2%	2.4%		付する*3 0.45~1.64 (9 区分)			
1 億円	1 億円		2.0%	2.2%	2.4%		付する*3 0.45~1.64 (9 区分) (海外投資関係 保証 0.97)			
1 億円 (組合 4 億円)	1 億円 (組合 4 億円)		2.0%	2.2%	2.4%		付する*3 0.45~1.64 (9 区分)		個人原則不要 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則不要*4	【中小企業者】 商工会議所・商工会 【組合】 中小企業団体中央会
1 億円										
1 億円 (組合 4 億円)										
20 億円 対象経費の 70%以内 【工場等移転のみ】 2 億円		信用保証 付き→ 信用保証 なし→	2.1% 2.2%	2.3% 2.4%	2.5% 2.6%		必要により付する*3 0.45~1.59 (9 区分)		協議*4	埼玉県 産業労働部 経営・金融支援課

- *5 NPO法人は、次の資金はご利用いただけません。小規模事業資金、起業家育成資金、産業創造資金（経営革新計画促進貸付）、産業創造資金（事業承継支援貸付）
- *6 認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にとっては、6 か月以内
- *7 省エネ・創エネにつながる設備投資の場合、事業計画に記載の導入設備であって、資本金の支出に該当せず、運転資金にあたるものを含む。
- *8 従業員数 500 人（卸売業 400 人、サービス業・小売業 300 人）以下で資本金要件はありません。

中小企業制度融資一覧 2

経営の安定や再生に

資金名			資金の対象者	資金 使途	期間(据置) *1 (以内)
⑫ 経営安定資金	大臣指定等貸付	指定企業関連	次のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合 1 経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する方（SN保証 1 号） 2 経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域に関連する方（SN保証 2 号）	設備 (災害復旧関連のみ)	10(2)年
		災害復旧関連	次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 1 経済産業大臣が指定した災害その他の突発的事由の影響を受けており、市町村長の認定を受けた方（SN保証 3・4 号、危機関連保証） 2 激甚災害を受け災害関係保証を利用する方		
		特定業種関連	経済産業大臣の指定業種を営み、売上が減少するなどしており、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合（SN保証 5 号）	運転	10(1)年 災害復旧関連の場合 10(2)年
		金融円滑化関連	取引先金融機関の破綻の影響を受けており、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合（SN保証 6 号）		
	知事指定等貸付	指定企業関連	知事が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有する中小企業者・中小企業組合	設備 (災害復旧関連のみ)	10(2)年
		災害復旧関連	災害の影響を受け、市町村長等の罹災証明を受けた中小企業者・中小企業組合		
		特定業種関連	知事の指定業種を営み、売上が減少するなどしている中小企業者・中小企業組合	運転	10(1)年 災害復旧関連の場合 10(2)年
		金融円滑化関連	次のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた中小企業者・中小企業組合 1 取引先金融機関の経営合理化の影響を受けている方（SN保証 7 号） 2 金融機関から㈱整理回収機構へ貸付債権が譲渡された方（SN保証 8 号）		
⑬ 経営あんしん資金			最近3か月の売上や利益率が前年同期と比較して減少（今後3か月の減少見込みを含む）している中小企業者・中小企業組合	運転	10(1)年
【経済変動特例】			国際情勢や経済情勢の急激な変動等（令和8年度は「物価高騰」、「人件費の上昇」、「イラン情勢に伴う影響」とする。）の影響を受け、次のいずれかに該当する中小企業者・中小企業組合 1 最近1か月の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少 2 最近1か月の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 3 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 4 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 5 最近1か月の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 6 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少	運転	10(1)年
⑭ 企業パワーアップ資金			次のいずれかに該当する中小企業者 1 経営サポート会議を経て経営改善計画（以下「計画」）を策定した方 2 埼玉県中小企業活性化協議会、㈱地域経済活性化支援機構又は㈱整理回収機構の支援を受け計画を策定した方 3 〔二期連続経常赤字〕又は〔債務超過〕の方で、金融機関と連携し計画を策定した方 4 〔二期連続実質赤字〕又は〔実質債務超過〕の方で、金融機関と連携し計画を策定した方 5 求償権消滅保証を利用する方	設備	10(1)年
【協調支援型特別保証】			次のいずれかに該当する中小企業者 1 本融資の実行と原則同時に本融資額の1割以上（12か月以上）のプロパー融資を受けた方*11 2 金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方*12	運転	10(1)年
⑮ 借換資金 （2回目以降の借換を含む）			融資実行日から1年以上経過している県制度融資の融資残高があり、借換資金の利用により経営の安定が見込まれ、かつ返済の見込みが十分ある中小企業者・中小企業組合 ※一部借換対象とならない資金があります ※取扱金融機関は既往借入金と同一です ※2回目以降の借換は、毎月の返済額が軽減される場合のみ可能	運転	10(1)年

*9 限度額は、同一関連ごとに大臣指定等貸付と知事指定等貸付を合算した場合の限度額となります。

*10 企業パワーアップ資金の申込先である指定取扱金融機関 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、八十二長野銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、東京東信用金庫、亀有信用金庫、足立成和信用金庫、西武信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、青梅信用金庫、熊谷商工信用組合、埼玉信用組合の県内にある本・支店

〔融資期間中は原則として固定利率となります（金融機関所定利率を除く。）。
ただし、条件変更により返済期限を延長した場合は、それ以降の利率が変更となる場合があります。〕

限度額(以内)		融資利率(年 以内) ※利子補給後の利用者借入利率					信用保証・保証料*2 (年%以内)	担保*2	保証人*2	申込先
	設備・運転合計	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超10年以内	10年超15年以内				
8,000 万円 (組合 1 億円) *9	(災害復旧関連のみ) 1 億 6,000 万円 (組合 1 億 8,000 万円) *9		1.8%	2.0%	2.2%		付する*3 0.80 (特定業種関連 0.68)	協議		中小企業者 商工会議所・商工会 組合 中小企業団体中央会
8,000 万円 *9			特 定 業 種 関 連 1.9% 2.1% 2.3%							
8,000 万円 (組合 1 億円) *9	(災害復旧関連のみ) 1 億 6,000 万円 (組合 1 億 8,000 万円) *9		1.9%	2.1%	2.3%	付する*3 0.45~1.59 (9 区分) (金融円滑化関連 0.68)	個人原則不要 法人代表者以外 の連帯保証人は 原則不要*4			
8,000 万円 *9										
8,000 万円			2.1%	2.3%	2.5%	付する*3 0.45~1.64 (9 区分)		原則 不要		
8,000 万円			1.7%	1.9%	2.1%					
2 億 8,000 万円	2 億 8,000 万円		金融機関所定利率				付する*3 0.45~1.59 (9 区分) SN保証 1~4、6 号: 0.80 5・7・8 号: 0.68 危機関連保証: 0.80 求償権消滅保証 0.50~1.84(9 区分)	協議		指定取扱金融機関 *10
2 億 8,000 万円										
借入金の返済のみに充てる資金は不可										協調支援型特別保証 0.45~1.90(9 区分)
1 億円 既往借入金、新規運転資金及び 信用保証料相当額の合計の範囲内			金融機関所定利率				付する*3 0.45~1.64 (9 区分) SN保証 1~4、6 号: 0.80 5・7・8 号: 0.68 危機関連保証: 0.80			

*11 別途、保証料の 1/3 相当額の補助があります。

*12 別途、保証料の 1/4 相当額の補助があります。

県制度融資のお問い合わせ・申込先

■商工会議所・商工会■

商工会議所名	所在地	電話番号
あ 上 尾	上尾市二ツ宮750	048(773)3111
か 春 日 部	春日部市粕壁東2-2-29	048(763)1122
川 口	川口市川口3-1-1	048(228)2220
川口 鳩ヶ谷支部	川口市鳩ヶ谷本町2-1-1	048(281)5555
川 越	川越市仲町1-12	049(229)1810
行 田	行田市忍2-1-8	048(556)4111
熊 谷	熊谷市問屋町2-4-1	048(521)4600
越 谷	越谷市中町7-17	048(966)6111
さいたま 浦和支所	さいたま市浦和区高砂3-17-15	048(838)7701
さいたま 大宮支所	さいたま市大宮区桜木町1-7-5	048(646)4141
さいたま 与野支所	さいたま市中央区下落合5-4-3	048(855)8011
さいたま 岩槻支所	さいたま市岩槻区本町3-2-5	048(756)1445
狭 山	狭山市入間川3-22-8	04(2954)3333
草 加	草加市中央2-16-10	048(928)8111
秩 父	秩父市宮側町1-7	0494(22)4411
所 沢	所沢市元町27-1	04(2924)5581
飯 能	飯能市本町1-7	042(974)3111
深 谷	深谷市本住町17-3	048(571)2145
本 庄	本庄市朝日町3-1-35	0495(22)5241
蕨	蕨市中央5-1-19	048(432)2655

商工会名	所在地	電話番号
あ 朝 霞 市	朝霞市大字浜崎669-1	048(470)5959
荒 川	秩父市荒川上田野1427-1	0494(54)1059
い 伊 奈 町	伊奈町中央4-401	048(722)3751
入 間 市	入間市向陽台1-1-7	04(2964)1212
お 小 川 町	小川町大塚7-9	0493(72)0280
桶 川 市	桶川市鴨川1-4-3	048(786)0903
越 生 町	越生町越生1126-9	049(292)2021
か 加 須 市	加須市中央1-11-41	0480(61)0842
神 川 町	神川町植竹900-4	0495(77)3181
上 里 町	上里町大字七本木5591	0495(33)0520
川 島 町	川島町平沼1175	049(297)6565
き 北 本 市	北本市宮内7-148	048(591)4461
く 久 喜 市	久喜市久喜中央4-7-20	0480(21)1154
久喜市 菖蒲支所	久喜市菖蒲町菖蒲193	0480(85)0311
久喜市 鷲宮支所	久喜市鷲宮4-8-8	0480(58)1202

商工会名	所在地	電話番号
く ま が や 市	熊谷市妻沼1706-1	048(588)0140
くまがや市 南支所	熊谷市江南中央1-1	048(536)1399
こ 鴻 巣 市	鴻巣市本町6-4-20	048(541)1008
児 玉	本庄市児玉町児玉325-5	0495(72)1556
さ 坂 戸 市	坂戸市薬師町31-3	049(282)1331
幸 手 市	幸手市東3-8-3	0480(43)3830
し 志 木 市	志木市本町1-6-30	048(471)0049
庄 和	春日部市西金野井260-7	048(746)0611
白 岡 市	白岡市篠津944-13	0480(92)9151
す 杉 戸 町	杉戸町杉戸3-9-10	0480(32)3719
つ 鶴 ヶ 島 市	鶴ヶ島市鶴ヶ丘855	049(287)1255
と ときがわ町	ときがわ町玉川2475-5	0493(65)0170
戸 田 市	戸田市上戸田1-21-23	048(441)2617
な 長 瀬 町	長瀬町本野上189-6	0494(66)0268
滑 川 町	滑川町羽尾4972-11	0493(56)3110
に 新 座 市	新座市野火止1-9-62	048(478)0055
西 秩 父	小鹿野町小鹿野298-1	0494(75)1381
は 蓮 田 市	蓮田市東6-1-8	048(769)1661
鳩 山 町	鳩山町赤沼2601	049(296)0591
羽 生 市	羽生市中央3-7-5	048(561)2134
ひ 東 秩 父 村	東秩父村御堂369	0493(82)1315
東 松 山 市	東松山市材木町2-3	0493(22)0761
日 高 市	日高市大字南平沢1083	042(985)2311
ふ 深 谷 市	深谷市永田1420	048(584)2325
富 士 見 市	富士見市羽沢3-23-15	049(251)7801
ふ じ 野 市	ふじみ野市上福岡1-5-14	049(261)3156
ま 松 伏 町	松伏町田中2-4-8	048(992)1771
三 郷 市	三郷市花和田650-4	048(952)1231
美 里 町	美里町大字木部323-3	0495(76)0144
皆 野 町	皆野町皆野1423	0494(62)1311
南 河 原 市	行田市大字南河原921-6	048(557)0742
宮 代 町	宮代町字百間1015-1	0480(35)1661
三 芳 町	三芳町藤久保7232-2	049(274)1110
ち 毛 呂 山 町	毛呂山町岩井西4-6-16	049(294)1545
や 八 潮 市	八潮市中央1-6-18	048(996)1926
吉 川 市	吉川市平沼1-21-16	048(981)1211
吉 見 町	吉見町下細谷1210	0493(54)0701
寄 居 町	寄居町寄居1228	048(581)2161
ら 嵐 山 町	嵐山町菅谷445-1	0493(62)2895
わ 和 光 市	和光市本町31-2-109	048(464)3552

■上記以外のお問い合わせ・申込先■

機 関 名	所在地	電話番号
創 業 支 援 セ ン タ ー 埼 玉	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3F	048(711)2222
埼 玉 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル 9F	048(641)1315
埼玉県産業労働部 経営・金融支援課	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎 5F	048(830)3801

信用保証業務に関するお問い合わせ先

■埼玉県信用保証協会■

部・支店	所在地	担当課	電話番号
さいたま営業部	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル 11F	保 証 一 課	048(647)4721
		保 証 二 課	048(647)4722
保証経営支援部	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル 10F	創 業 支 援 課	048(647)4720
熊 谷 支 店	熊谷市筑波2-48-1 熊谷大栄ビル 4F	保 証 課	048(521)5221
川 越 支 店	川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 5F	保 証 一 課	049(249)1681
		保 証 二 課	
春 日 部 支 店	春日部市南1-1-7 東部地域振興ふれあい拠点施設 5F	保 証 課	048(731)7311

